

第55回

定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

新型コロナウイルスに関するお願い

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力の程お願い申し上げます。

- 日時** 2020年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
- 場所** 東京都中野区中野4丁目1番1号
中野サンプラザ 11階 アネモルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

Contents

■ 第55回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 監査役3名選任の件	
第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	
(添付書類)	
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	29
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	33

株式会社 カーメイト

証券コード：7297

カーメイトグループの理念



企業理念

CREATE - 創造 -

やってみる精神でオンリーカーメイト



経営理念

⬡ 未来に向けた信頼品質で**eモノづくり**

⬡ 安全安心で人とテクノロジーの調和を実現

⬡ ESG 企業として地球環境に貢献

⬡ 世界中のお客様から 120%の価値でご満足を

証券コード7297
2020年6月10日

株 主 各 位

東京都豊島区長崎五丁目33番11号

株式会社 カーメイト

代 表 取 締 役 徳 田 勝
兼社長執行役員

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野4丁目1番1号
中野サンプラザ 11階 アネモルーム （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第55期（自2019年4月1日至2020年3月31日）事業報告の内容及び連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）の内容及びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（自2019年4月1日至2020年3月31日）計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- ◎ 当日ご出席の際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、下記の当社ホームページにおいて掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。
なお、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
- ◎ 本招集ご通知発送後、株主総会の前日までに修正をすべき事項が生じた場合には、下記の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

当社ホームページアドレス (<https://www.carmate.co.jp/investors/index.html>)

~~~~~

#### ■新型コロナウイルスへの感染防止への対応のお願い■

<当社の対応について>

- 当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。

<株主様へのお願い>

- 感染防止の観点から株主様におかれましては、今年度は株主総会当日のご出席に代えて、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、日ごろの健康状態にご留意いただいた上でご出席ください。特にご高齢の株主様、基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様におかれましては特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用にご協力をお願いいたします。何卒、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

第55期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元及び当期の業績を勘案いたしまして以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及び総額

当社普通株式1株につき金12円

総額 84,649,896円

(ご参考) 中間配当を含めた年間配当金は、1株につき金22円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の目的

- ① 第2条に定める事業の目的を明確にするものであります。
- ② 株主総会及び取締役会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第13条（招集権者及び議長）、第21条（取締役会の招集権者および議長）の変更を行うものであります。
- ③ 第24条に定める取締役の業務執行を明確にするものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 第1章 総 則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第1条 （条文省略）<br>(目 的)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第1条 （現行どおり）<br>(目 的)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。<br>1 自動車部品並びに自動車用品の製造及び販売<br>(新設)<br>(新設)<br>2 レジャー用品の製造及び販売<br>3 各種雑貨（日用品雑貨等）の輸出入並びに販売<br>4 コンピュータのソフトウェアの開発及び販売<br>5 コンピュータの周辺機器の製造及び販売<br>6 損害保険代理業<br>7 住宅関連機器の製造、販売、賃貸及び整備・修理<br>8 自動車及び中古自動車の売買、賃貸及び整備・修理<br>9 第二種通信業<br>10 情報サービス業<br>11 各種光源、電球類及び電子機器部品の製造及び販売<br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)<br>12 前各号に付帯する一切の業務 | 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。<br>1 自動車部品並びに自動車用品の製造及び販売<br>2 ケミカル用品（車用・家庭用・その他）の製造及び販売<br>3 ベビー・育児用品、介護用品等の製造及び販売<br>4 アウトドア・レジャー・スポーツ関連用品の製造及び販売<br>5 各種光源、電球類及び電子機器類の製造及び販売<br>6 日用品雑貨等の輸出入並びに製造及び販売<br>7 各種通信機器類の製造及び販売<br>8 ソフトウェアの開発、販売、賃貸及び保守サービス<br>9 損害保険代理業<br>10 住宅関連機器の製造、販売、賃貸及び整備・修理<br>11 自動車及び中古自動車の売買、賃貸及び整備・修理<br>12 電気通信事業法に基づく電気通信事業<br>13 情報サービス業<br>14 製品のレンタル、リースサービス<br>15 通信販売業<br>16 発電充電設備の開発製造及び販売<br>17 前各号に付帯する一切の業務 |
| 第3条 （条文省略）<br> <br>第5条 （条文省略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 第3条 （現行どおり）<br> <br>第5条 （現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第3章 株主総会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 第3章 株主総会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第12条 （条文省略）<br><br>（招集権者及び議長）<br>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。<br>(新設)                                                                                                                                                                                           | 第12条 （現行どおり）<br><br>（招集権者及び議長）<br>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会で定めた者がこれにあたる。<br>2 前1項の規定に基づき招集権者及び議長に定められた代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。                                                                                                                                                                                                                        |
| 第14条 （条文省略）<br> <br>第17条 （条文省略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第14条 （現行どおり）<br> <br>第17条 （現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                            | 変 更 案                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役及び取締役会                                                                      | 第4章 取締役及び取締役会                                                                                                    |
| 第18条 (条文省略)<br> <br>第20条 (条文省略)                                                    | 第18条 (現行どおり)<br> <br>第20条 (現行どおり)                                                                                |
| (取締役会の招集権者および議長)<br>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。       | (取締役会の招集権者及び議長)<br>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集する。 <u>代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会で定めた者がこれにあたる。</u> |
| (新設)<br><br>2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。                        | 2 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた者がこれにあたる。<br>3 前1項及び2項に規定する当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。        |
| 第22条 (条文省略)<br> <br>第23条 (条文省略)                                                    | 第22条 (現行どおり)<br> <br>第23条 (現行どおり)                                                                                |
| (業務執行)<br>第24条 取締役社長は当会社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は <u>取締役社長</u> を補佐してその業務を分掌する。 | (業務執行)<br>第24条 代表取締役は当会社の業務を統括する。<br><u>代表取締役が複数の場合は分担してこれを行う。</u><br><u>他の取締役は、代表取締役を補佐してその業務を分掌する。</u>         |
| 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役が <u>取締役社長</u> の職務を代行する。                    | 2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役が <u>代表取締役</u> の職務を代行する。                                                  |
| 第25条 (条文省略)<br> <br>第29条 (条文省略)                                                    | 第25条 (現行どおり)<br> <br>第29条 (現行どおり)                                                                                |

第3号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏名                                   | 現在の当社における地位、担当                           | 取締役会への出席状況    |
|------------|--------------------------------------|------------------------------------------|---------------|
| 1          | <div>再任</div> むら た たか あき<br>村 田 隆 昭  | 代表取締役会長                                  | 100%（13回／13回） |
| 2          | <div>再任</div> とく だ まさる<br>徳 田 勝      | 代表取締役兼社長執行役員                             | 100%（13回／13回） |
| 3          | <div>再任</div> あか はね みち あき<br>赤 羽 道 明 | 取締役兼専務執行役員<br>中国事業担当                     | 90%（9回／10回）   |
| 4          | <div>再任</div> なが さき よし お<br>長 崎 良 夫  | 取締役兼常務執行役員<br>全社企画開発部門担当<br>新規事業部門担当     | 100%（13回／13回） |
| 5          | <div>再任</div> いの うえ みつる<br>井 上 満     | 取締役兼常務執行役員<br>国内営業統括部 統括部長               | 100%（13回／13回） |
| 6          | <div>再任</div> うち え よし のり<br>打 江 佳 典  | 取締役兼常務執行役員<br>エールベカンパニー担当<br>FLUXカンパニー担当 | 90%（9回／10回）   |
| 7          | <div>新任</div> まさ ご よし くに<br>真 子 義 邦  | 上席執行役員<br>LIFEデザインラボ担当<br>ケミカル類生産・技術担当   | －%（0回／0回）     |
| 8          | <div>再任</div> たに ぐち よし お<br>谷 口 彬 雄  | 社外取締役                                    | 92%（12回／13回）  |

# 1 村田 隆昭

再 任

- 生年月日  
1936年1月9日生
- 取締役会への出席状況  
13回／13回（100%）
- 所有する当社株式の数  
234千株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年6月 株式会社カーメイト設立  
代表取締役社長  
1997年2月 全国自動車用品工業会 理事長就任  
2003年6月 当社代表取締役会長兼社長CEO  
2019年6月 当社代表取締役会長（現任）

## 重要な兼職の状況

CARMATE India Private Limited 取締役会長  
有限会社エム・ティ興産 代表取締役

## 取締役候補者とした理由

村田隆昭氏は、創業以来、100年に一度の変革期と言われる今日まで当社グループを牽引してまいりました。業務執行に対する豊富な経験があり、また、人格、見識ともに優れていることから引き続き取締役候補者と致しました。

- （注）1.取締役候補者村田隆昭氏はCARMATE India Private Limited 取締役会長を兼務しております。同社は清算中であります。  
2.取締役候補者村田隆昭氏は有限会社エム・ティ興産の代表取締役を兼務しております。同社は当社の発行済み株式の38%を保有する大株主であります。

# 2 徳田 勝

再 任

- 生年月日  
1969年12月31日生
- 取締役会への出席状況  
13回／13回（100%）
- 所有する当社株式の数  
20千株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年3月 神戸大学農学部生産環境情報学科助手退職  
2003年4月 当社入社  
2010年7月 当社取締役 兼 執行役員 技術研究所長  
2012年7月 当社取締役 兼 上席執行役員  
技術研究所長 兼 第3テクニカルグループ担当  
2014年7月 当社取締役 兼 常務執行役員  
技術研究所長 兼 経営企画室長 兼 技術部門担当 兼 知財室担当  
2017年4月 当社取締役 兼 副社長執行役員  
経営全般 品質統括部担当 兼 未来開発センター担当  
2019年6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員（現任）

## 重要な兼職の状況

CARMATE CAR ACCESSORIES CO.,LTD. Managing Director  
Car Mate USA,Inc. Chairman of the Board

## 取締役候補者とした理由

徳田勝氏は、C A S Eに表される時代において、デジタル化への変革経験と今後に対応する知見を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから取締役候補者と致しました。

- （注）1.取締役候補者徳田勝氏は、当社100%出資子会社であるCARMATE CAR ACCESSORIES CO.,LTD.及びCar Mate USA,Inc.の代表取締役を兼任しております。前記各社と当社は継続的取引関係にあります。  
2.取締役候補者徳田勝氏は取締役候補者村田隆昭氏の女婿であります。

3

あかはね

赤羽

みちあき

道明

再任

■ 生年月日  
1967年5月14日生

■ 取締役会への出席状況  
9回／10回（90％）

■ 所有する当社株式の数  
4千株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年3月 三和シャッター工業株式会社退社  
1994年4月 当社入社  
1998年3月 当社カーライフ事業部 担当キャプテン  
2001年7月 株式会社オールライフメイト出向  
2018年2月 同社代表取締役  
2019年4月 同社より帰任  
2019年6月 当社取締役 兼 専務執行役員 中国事業担当（現任）

#### 重要な兼職の状況

快美特汽車精品(深圳)有限公司 董事長  
烈卓(上海)貿易有限公司 董事長

#### 取締役候補者とした理由

赤羽道明氏は、長年にわたり介護関連事業の設立と経営に携わってきた経験と知見を有しております。業務執行強化への貢献を期待し、また、人格、見識ともに優れていることから取締役候補者と致しました。

- （注）1.取締役候補者赤羽道明氏は、快美特汽車精品(深圳)有限公司の董事長を兼任しております。当社とは継続的取引関係にあります。  
2.取締役候補者赤羽道明氏は、当社100％出資子会社である烈卓(上海)貿易有限公司の董事長を兼任しております。当社とは継続的取引関係にあります。  
3.取締役候補者赤羽道明氏は取締役候補者村田隆昭氏の女婿であります。

4

ながさき

長崎

よしお

良夫

再任

■ 生年月日  
1960年8月9日生

■ 取締役会への出席状況  
13回／13回（100％）

■ 所有する当社株式の数  
12千株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社  
2008年6月 当社執行役員アイ・カンパニーゼネラルマネージャー  
2012年7月 当社執行役員開発部長  
2013年7月 当社取締役 兼 執行役員 新規事業開発担当 兼 電子・電気機器開発担当 兼 デザイン開発部担当 兼 中国開発担当  
2017年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 全社企画開発部門担当 新規事業部門担当（現任）

#### 取締役候補者とした理由

長崎良夫氏は、製品開発部門を歴任、企画・設計に豊富な知見を有しております。変革の時代の新ビジネスモデル構築にふさわしく、また、人格、見識ともに優れていることから取締役候補者と致しました。

（注）取締役候補者長崎良夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5

いのうえ

みつる

井上 満

再 任

- 生年月日  
1956年4月23日生
- 取締役会への出席状況  
13回／13回（100％）
- 所有する当社株式の数  
2千株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年3月 当社入社  
1992年4月 国内営業本部大阪営業所所長  
2003年3月 カーススポーツ用品第1カンパニーキャリアグループマネージャー  
2010年7月 当社執行役員 国内営業統括副部長  
2015年7月 当社取締役 兼 執行役員 国内営業統括部 統括部長  
2017年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 国内営業統括部 統括部長（現任）

重要な兼職の状況

カーメイト物流株式会社 代表取締役

取締役候補者とした理由

井上満氏は、国内営業部門を歴任、業界状況に精通し豊富な知見を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから取締役候補者と致しました。

（注）取締役候補者井上満氏は、当社100％出資子会社であるカーメイト物流株式会社の代表取締役を兼任しております。当社とは継続的取引関係にあります。

6

うち え

よ し の り

打江 佳典

再 任

- 生年月日  
1966年4月27日生
- 取締役会への出席状況  
9回／10回（90％）
- 所有する当社株式の数  
3千株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年3月 当社入社  
1995年4月 当社Eスポーツ事業部 技術課開発主任  
2000年3月 当社Eスポーツグループ マネージャー  
2007年3月 当社Eスポーツカンパニー ゼネラルマネージャー  
2017年4月 当社執行役員Eスポーツカンパニー ゼネラルマネージャー  
2019年6月 当社取締役 兼 常務執行役員  
エールベベカンパニー担当 FLUXカンパニー担当（現任）

取締役候補者とした理由

打江佳典氏は、スポーツ用品部門設立から豊富なマネジメントと業務執行経験の知見を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから取締役候補者と致しました。

（注）取締役候補者打江佳典氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

7

まさご  
眞子  
よしくに  
義邦

新任

■ 生年月日  
1961年3月31日生■ 取締役会への出席状況  
0回／0回（－％）■ 所有する当社株式の数  
100株**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1991年8月 ライオン株式会社退社  
 1991年9月 当社入社  
 2002年3月 当社ケミカル開発センター長  
 2014年6月 当社執行役員  
 2018年6月 当社上席執行役員  
 LIFEデザインラボ担当 ケミカル類生産・技術担当（現任）

**取締役候補者とした理由**

眞子義邦氏は、長年にわたりケミカル部門の職務に携わっており、豊富な経験と知見を有しています。今後の成長強化、業務執行強化と幅広い助言を期待するとともに、人格、見識ともに優れていることから取締役候補者と致しました。

（注）取締役候補者眞子義邦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

8

たにぐち  
谷口  
よしお  
彬雄

再任

■ 生年月日  
1944年2月8日生

社外

■ 取締役会への出席状況  
12回／13回（92％）■ 所有する当社株式の数  
－株**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1972年4月 株式会社日立製作所中央研究所入所  
 1985年4月 同社 基礎研究所主任研究員  
 1996年4月 信州大学繊維学部教授  
 2009年4月 同大学 繊維学部退職、  
 同大学 名誉教授（現任）  
 2015年6月 当社取締役（現任）

**重要な兼職の状況**

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）戦略的イノベーション創出プログラム・オフィサー

**社外取締役候補者とした理由**

谷口彬雄氏は産学連携活動を通じて豊富な見識を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 谷口彬雄氏は社外取締役候補者であります。

2. 谷口彬雄氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
3. 谷口彬雄氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約ができるよう定めており、社外取締役候補者谷口彬雄氏は、当社との間に当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であり、その契約内容は次のとおりであります。

- (1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第4号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名       | 現在の当社における地位 | 取締役会への出席状況   | 監査役会への出席状況    |
|-------|----------|-------------|--------------|---------------|
| 1     | 新任 塩沼 忠志 | 非常勤顧問       | －％（0回／0回）    | －％（0回／0回）     |
| 2     | 再任 加藤 武仁 | 社外監査役       | 77％（10回／13回） | 100％（15回／15回） |
| 3     | 再任 稲葉 豊  | 社外監査役       | 92％（12回／13回） | 93％（14回／15回）  |

### 1 塩沼 忠志

新任

■ 生年月日  
1952年12月31日生

■ 取締役会への出席状況  
0回／0回（－％）

■ 監査役会への出席状況  
0回／0回（－％）

■ 所有する当社株式の数  
18千株

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1975年4月 当社入社  
2005年6月 当社取締役 兼 執行役員 経理部長  
2009年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 経理部長兼総務人事部担当兼全社財務担当  
2011年7月 当社取締役 兼 専務執行役員 経理部長 経営企画室長 総務人事部担当  
2017年6月 当社取締役退任  
2019年6月 当社非常勤顧問（現任）

#### 監査役候補者とした理由

塩沼忠志氏は、当社財務担当取締役を13年歴任し、当社の事業、業務及び財務・会計に関する豊富な知見を有しており、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、新たに、監査役に選任をお願いするものであります。

（注）監査役候補者塩沼忠志氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2

かとう たけひと  
加藤 武仁

再任

社外

- 生年月日  
1945年8月30日生
- 取締役会への出席状況  
10回／13回（77%）
- 監査役会への出席状況  
15回／15回（100%）
- 所有する当社株式の数  
12千株

**略歴、地位及び重要な兼職の状況**

1981年8月 公認会計士・税理士 加藤会計事務所開設（現任）  
1993年6月 当社監査役（現任）

**重要な兼職の状況**

カーメイト物流株式会社 監査役  
快美特汽車精品(深圳)有限公司 監事

**社外監査役候補者とした理由**

加藤武仁氏は、公認会計士として相当程度の財務及び会計に関する専門的な知識を有しており、数ある会社監査の経験を活かし、社外監査役として当社の監査業務の更なる充実に寄与していただけると判断し、引き続き、監査役に選任をお願いするものであります。

- （注）1. 加藤武仁氏は社外監査役候補者であります。  
2. 加藤武仁氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって27年となります。  
3. 加藤武仁氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3

いなば ゆたか  
稲葉 豊

再任

社外

- 生年月日  
1946年7月15日生
- 取締役会への出席状況  
12回／13回（92%）
- 監査役会への出席状況  
14回／15回（93%）
- 所有する当社株式の数  
— 株

**略歴、地位及び重要な兼職の状況**

1989年8月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）退社  
1989年9月 稲葉会計事務所設立  
2003年9月 あいゆう税理士法人設立 代表社員（現任）  
2004年6月 当社監査役（現任）

**社外監査役候補者とした理由**

稲葉豊氏は、公認会計士として相当程度の財務及び会計に関する専門的な知識を有しており、数ある会社監査の経験を活かし、社外監査役として当社の監査業務の更なる充実に寄与していただけると判断し、引き続き、監査役に選任をお願いするものであります。

- （注）1. 稲葉豊氏は社外監査役候補者であります。  
2. 稲葉豊氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって16年となります。  
3. 稲葉豊氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

（注）社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約ができるよう定めており、社外監査役候補者加藤武仁及び稲葉豊の両氏は、当社との間に当該責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であり、その契約内容は次のとおりであります。

- （1）社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- （2）上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

**第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

本総会終結の時をもって監査役を退任されます松本芳行氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

**【退任監査役】**

| 氏 名                   | 略 歴                 |
|-----------------------|---------------------|
| まつもと よし ゆき<br>松 本 芳 行 | 2017年7月 当社常勤監査役（現任） |

(注) 当社役員規程における退職慰労金の算定基準は次のとおりであります。

1. 役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間の年数を乗じ、さらに、役位別倍率を乗じて算出した金額の合計額とする。
2. また、在任期間については、在任期間に1年未満の端数がある場合は月割計算し、1ヶ月未満の端数がある場合は1ヶ月に切り上げると規定しております。

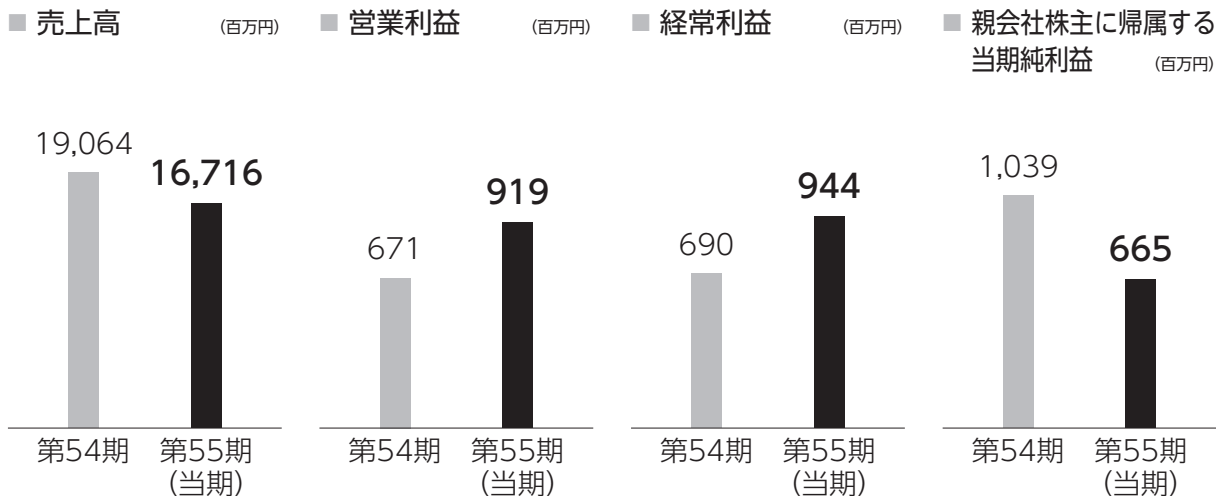
以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

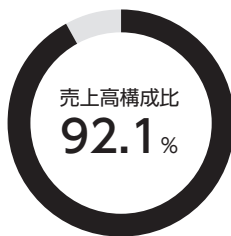
### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調にありましたが、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が多方面に現れ、先行きへの不透明感が非常に強くなっております。世界経済においては、米中の貿易摩擦の長期化に加え、感染症の拡大の影響が全世界に波及し、総じて厳しい状況となっております。また、節約志向の高まりにより個人消費の落ち込みが継続し、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況で推移しました。このような状況下にあつて当社グループは、引き続き、トータルコストの削減を推進する一方、新製品の市場導入強化、安全・安心なモノづくり、新興国市場への積極的な展開による海外売上拡大などに努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、車関連事業は増収となりましたが、アウトドア・レジャー・スポーツ関連事業が減収となり、また前連結会計年度において、介護関連事業を展開しておりました株式会社オールライフメイトの全株式を譲渡したことなどにより、16,716百万円（前期比12.3%減）となりました。損益面につきましては原価率の改善、販売費及び一般管理費の減少により、営業利益は919百万円（前期比36.8%増）となり、経常利益は944百万円（前期比36.8%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期に計上した子会社株式売却益が無くなり特別利益が減少したことなどにより、665百万円（前期比36.0%減）となりました。



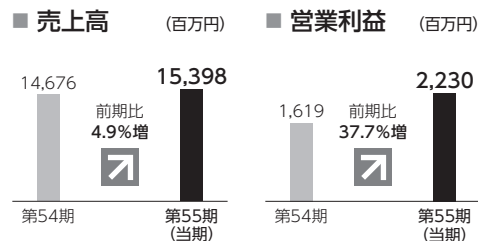
## セグメント区分別の概況



### ■ 車関連事業

#### 主要な製品等

- 車用小物類、チャイルドシート等
- 各種キャリア類、非金属タイヤ滑止等
- 芳香剤、消臭剤、洗車用ケミカル類等
- 各種ランプ類、電装品、映像機器等



#### ① 車用品部門

車用品部門につきましては、純正用品が好調に推移しましたが、オートスポーツ用品が米国市場で減収となり、また新生児用チャイルドシートが競争の激化などから減収となりました。その結果、車用品部門全体の売上高は前期に比べ3.4%減少の4,910百万円となりました。

#### ② 運搬架台・タイヤ滑止部門

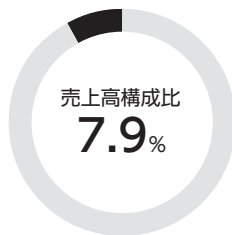
運搬架台につきましては、暖冬の影響で冬用キャリアが伸び悩みましたが、アウトドアブームによる追い風もあり堅調に推移しました。一方、タイヤ滑止につきましては、チェーン装着規制の強化による売上げが期待されましたが、暖冬により大幅な減収となりました。その結果、運搬架台・タイヤ滑止部門全体の売上高は前期に比べ6.0%減少の2,928百万円となりました。

#### ③ ケミカル類部門

ケミカル類部門につきましては、主力である芳香剤は、海外売上の減少や競争激化などによる国内売上の伸び悩みにより減収となりましたが、除菌消臭剤等が堅調に推移し売上げを伸ばしました。その結果、ケミカル類部門全体の売上高は前期に比べ2.0%増加の3,880百万円となりました。

#### ④ 電子・電気機器部門

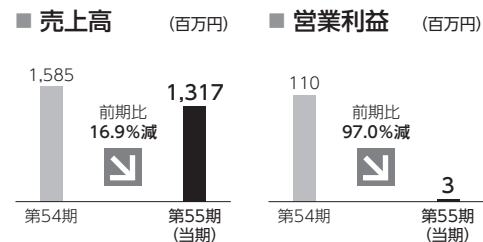
電子・電気機器部門につきましては、H I Dランプ、ハロゲンバルブが減収となりましたが、L E Dランプは順調に推移し、また360度ドライバクションレコーダーは一段と需要が高まり堅調に売上げを伸ばしました。その結果、電子・電気機器部門全体の売上高は前期に比べ37.5%増加の3,679百万円となりました。



## ■ アウトドア・レジャー・スポーツ関連事業

### 主要な製品等

- スノーボード及びその関連製品等
- アウトドア用品、レジャー用品等
- 自転車関連用品等



アウトドア・レジャー・スポーツ関連事業につきましては、暖冬による需要の落ち込みにより主力のスノーボード関連製品が減収となったほか、自転車関連商品も減収となりました。その結果、アウトドア・レジャー・スポーツ関連事業全体の売上高は前期に比べ16.9%減少の1,317百万円となりました。

### <ご参考>

事業の各セグメントごとの売上高及び損益は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分   | 車関連事業  | アウトドア・レジャー・スポーツ関連事業 | 計      | 全社費用   | 連 結    |
|-------|--------|---------------------|--------|--------|--------|
| 売 上 高 | 15,398 | 1,317               | 16,716 | —      | 16,716 |
| 営業費用  | 13,168 | 1,314               | 14,482 | 1,314  | 15,797 |
| 営業利益  | 2,230  | 3                   | 2,233  | △1,314 | 919    |

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、総額364百万円であり、主として金型製作を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、株式会社カーメイトが2020年3月31日に発行した第23回無担保普通社債250百万円及び2020年3月25日に発行した第24回無担保普通社債50百万円により資金調達しております。

## (4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動の停滞が多方面で発生し、正常化時期が見通せないため、先行きに対する不透明感が一段と深まっております。景気後退懸念などの将来不安により、消費者の生活防衛意識・節約志向が当面継続し、当社グループの関連市場は厳しい状況が続くものと予想されます。当社グループでは、新型コロナウイルス対策として、従業員の健康と安全を第一に考え日々の健康状況の確認やテレワークの強力な推進を行うほか、ウイルス除去効果のある除菌消臭剤「Dr.DEO」の市場供給拡大などに取り組んでおります。

このような情勢下において当社グループは、新製品・新サービスの市場導入強化、安全・安心なモノづくり、新興国市場への積極的な展開による輸出の増加、新規チャネル・新規顧客の開拓、新ビジネスモデルへの取り組みが課題であると認識しております。

株主の皆様におかれましては今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分             | 2016年度<br>第52期 | 2017年度<br>第53期 | 2018年度<br>第54期 | 2019年度<br>第55期（当期） |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売 上 高           | 18,724         | 20,108         | 19,064         | 16,716             |
| 経 常 利 益         | 369            | 1,289          | 690            | 944                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 85             | 770            | 1,039          | 665                |
| 1株当たり当期純利益（円）   | 11.25          | 101.37         | 144.49         | 94.28              |
| 純 資 産           | 10,807         | 11,649         | 11,715         | 12,090             |
| 総 資 産           | 21,259         | 22,271         | 18,586         | 19,080             |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                            | 所在地 | 資 本 金    | 当 社 の<br>出 資 比 率 | 主要な事業内容      |
|----------------------------------|-----|----------|------------------|--------------|
| カーメイト物流株式会社                      | 日 本 | 10百万円    | 100%             | 倉庫業、貨物の荷捌業   |
| CARMATE CAR ACCESSORIES CO.,LTD. | 香 港 | 815千HK\$ | 100%             | 自動車用品等の製造販売業 |
| 快美特汽車精品(深圳)有限公司                  | 中 国 | 36百万人民币  | 100%             | 自動車用品等の製造販売業 |
| Car Mate USA, Inc.               | 米 国 | 400千US\$ | 100%             | 自動車用品等の販売業   |
| 烈卓(上海)貿易有限公司                     | 中 国 | 300千US\$ | 100%             | 自動車用品等の販売業   |

(注) 快美特汽車精品(深圳)有限公司の出資比率につきましては、間接所有であります。

連結子会社であった株式会社シーエスアールは、2019年9月に清算終了したため連結の範囲から除外しております。

③ 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

| 事業及び部門              |              | 主要製品                                                                           |
|---------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 車関連事業               | 車用品部門        | 車用小物類、オートスポーツ用品(RAZOブランド等)、車用鏡類、チャイルドシート、ベビーカー等                                |
|                     | 運搬架台・タイヤ滑止部門 | スキーキャリア及び各種レジャー用具積載用システムキャリア等(INNOブランド)、非金属タイヤ滑止(バイアスロンブランド)等                  |
|                     | ケミカル類部門      | 芳香剤、消臭剤、洗車用等のケミカル類等                                                            |
|                     | 電子・電気機器部門    | ハロゲンバルブ、自動車用HIDランプ、LEDランプ、エンジンスターター、車内電装用品、携帯電話関連品、カーセキュリティ、360度ドライバクションレコーダー等 |
| アウトドア・レジャー・スポーツ関連事業 |              | スポーツ用品(スノーボード及びその関連品等)、キャンプ用品、アウトドア用品、レジャー用品、ウェア類、自転車関連用品等                     |

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

| 名称          | 所在地 | 名称     | 所在地 |
|-------------|-----|--------|-----|
| 本社          | 東京都 | 東京営業部  | 東京都 |
| 開発本部        | 東京都 | 大阪営業部  | 大阪府 |
| 結城テクニカルセンター | 茨城県 | 名古屋営業部 | 愛知県 |
| ケミカル開発センター  | 茨城県 | 札幌営業所  | 北海道 |
| 結城工場        | 茨城県 | 仙台営業所  | 宮城県 |
| 国内営業統括部     | 東京都 | 福岡営業所  | 福岡県 |

**(9) 使用人の状況（2020年3月31日現在）**

① 当社グループの使用人の状況

|     | 使 用 人 数 | 前期末比増減 |
|-----|---------|--------|
| 男 子 | 431名    | 1名増    |
| 女 子 | 257名    | 19名減   |
| 計   | 688名    | 18名減   |

（注）上記使用人数の中には、パートタイマー77.4名（前期比60.1名減）を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

|           | 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------|--------|-------|--------|
| 男 子       | 290名 | 6名増    | 44.5才 | 17.1年  |
| 女 子       | 65名  | 1名増    | 39.9才 | 11.7年  |
| 計 又 は 平 均 | 355名 | 7名増    | 43.7才 | 16.1年  |

（注）上記使用人数の中には、パートタイマー64.2名（前期比9.7名減）を含んでおりません。

**(10) 主要な借入先及び借入額（2020年3月31日現在）**

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19,933,400株

(2) 発行済株式総数 7,928,885株

(3) 株主数 1,831名

### (4) 大株主

| 株 主 名                              | 当 社 へ の 出 資 状 況        |                    |
|------------------------------------|------------------------|--------------------|
|                                    | 持 株 数                  | 持 株 比 率            |
| 有 限 会 社 エ ム ・ テ イ 興 産              | 2,740,460 <sup>株</sup> | 38.85 <sup>%</sup> |
| 村 田 志 実 江                          | 614,500                | 8.71               |
| BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC | 502,000                | 7.12               |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                  | 325,600                | 4.62               |
| 村 田 隆 昭                            | 234,600                | 3.33               |
| カ ー メ イ ト 従 業 員 持 株 会              | 223,534                | 3.17               |
| 徳 田 博 子                            | 140,800                | 2.00               |
| 赤 羽 斉 子                            | 127,600                | 1.81               |
| 松 本 桂 子                            | 116,400                | 1.65               |
| 米 田 明 夫                            | 79,000                 | 1.12               |

(注) 持株比率については、自己株式(874,727株)を控除して算出しております。

## 3 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

| 地 位              | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                               |
|------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長          | 村 田 隆 昭 | CARMATE India Private Limited 取締役会長<br>有限会社エム・テイ興産 代表取締役                                                              |
| 代表取締役兼<br>社長執行役員 | 徳 田 勝   | 経営全般 品質保証担当 全社技術部門担当<br>CARMATE CAR ACCESSORIES CO.,LTD. Managing Director<br>Car Mate USA,Inc, Chairman of the Board |
| 取締役兼<br>専務執行役員   | 赤 羽 道 明 | 中国事業担当<br>快美特汽車精品(深圳)有限公司 董事長<br>烈卓(上海)貿易有限公司 董事長                                                                     |
| 取締役兼<br>常務執行役員   | 長 崎 良 夫 | 全社企画開発部門担当 新規事業部門担当                                                                                                   |
| 取締役兼<br>常務執行役員   | 井 上 満   | 国内営業統括部 統括部長<br>カーメイト物流株式会社 代表取締役                                                                                     |
| 取締役兼<br>常務執行役員   | 打 江 佳 典 | エールベベカンパニー担当 FLUXカンパニー担当                                                                                              |
| 取 締 役            | 谷 口 彬 雄 | 国立研究開発法人 科学技術振興機構（J S T）戦略的イノベーション創出 プログラム・オフィサー                                                                      |
| 常 勤 監 査 役        | 松 本 芳 行 |                                                                                                                       |
| 監 査 役            | 加 藤 武 仁 | 公認会計士<br>カーメイト物流株式会社 監査役<br>快美特汽車精品(深圳)有限公司 監事                                                                        |
| 監 査 役            | 稲 葉 豊   | 公認会計士                                                                                                                 |

- (注) 1. 取締役谷口彬雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役加藤武仁及び稲葉豊の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 取締役谷口彬雄氏並びに監査役加藤武仁及び稲葉豊の両氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
4. 監査役加藤武仁及び稲葉豊の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 当社は、2001年6月より執行役員制を導入しております。

## (2) 当事業年度中の取締役の異動

当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動はありません。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、社外取締役谷口彬雄氏並びに社外監査役加藤武仁及び稲葉豊の両氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ① 社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：千円)

|                    | 人 数         | 報酬等の総額             |
|--------------------|-------------|--------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>( 1名) | 157,630<br>(6,600) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>( 2名) | 24,531<br>(11,280) |
| 合 計                | 12名         | 182,162            |

- (注) 1. 上記のほか、社外監査役が当社子会社から当事業年度の監査役として受けた報酬額は4,200千円であります。なお、社外取締役はございません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第48回定時株主総会において月額25,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の総額には、役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
5. 上記のほか、2019年6月27日開催の第54回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を同総会の終結の時をもって退任した取締役2名に対し30,068千円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

- 1. 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係  
該当事項はありません。
- 2. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- 3. 当該事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                               |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 谷 口 彬 雄 | 当事業年度開催の取締役会13回中12回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、産学連携事業で蓄積した豊富な見識を生かした意見を述べております。                                                                |
| 社外監査役 | 加 藤 武 仁 | 当事業年度開催の取締役会に13回中10回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、主に公認会計士としての専門的立場から意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会に15回中15回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。  |
| 社外監査役 | 稲 葉 豊   | 当事業年度開催の取締役会に13回中12回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、主に公認会計士としての専門的立場から意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には15回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 40百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、これらの合算額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 6 会社の体制及び方針

当社は、2006年5月19日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について決議いたしました。その後、2018年3月16日開催の取締役会決議にて一部改定いたしました。

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

#### ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款・各規程に基づいて役職員が職務を執行すべく、取締役が各担当部門において適宜教育、指導に努めコンプライアンス体制を推進するものとする。併せて、コンプライアンス体制の強化を図るために、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令遵守に関する情報の共有化並びに従業員教育を推進するものとする。

また、代表取締役直轄機関である内部監査室が内部監査規程に基づき、会計・業務・組織及び制度に関する監査を行うこととする。

#### ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る社内外の情報の取扱いに関しては、「情報管理規程」「文書取扱規程」「決定権限規程」等の社内規定に基づき、適切な管理・運用を実施するとともに、必要に応じて内容を検証し、規程等の見直しを行なうこととする。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質・財務・情報セキュリティ・コンプライアンス等の個別のリスクについては、リスク管理規程等及び運用マニュアル等に従い、各部門において発生を未然に防止するものとする。

ただし、災害等を含め重大なリスクが発生した際には、代表取締役を最高責任者として担当取締役及び部門責任者等による緊急対策委員会を組織し、速やかに対応するものとする。

#### ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制として、取締役会規程に基づき、原則として毎月一回開催される取締役会において、法令及び定款並びに重要な業務に関する事項についての審議・決定を行なうこととする。当社は併せて執行役員制度を導入しており、当該年度の全社重点目標並びに損益計画に基づき、各部門目標を達成するために迅速かつ効率的に職務を遂行するものとする。

#### ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の内部統制システムを構築するために、各部門・各子会社のコンプライアンス担当責任者をメンバーとするコンプライアンス推進委員会を設置し、必要に応じてコンプライアンス委員会にも出席するなど、情報の共有化を図るものとする。

また、内部監査室は、内部監査計画に基づき子会社を監査し、必要に応じて改善措置について指示することとする。

**⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役が職務遂行においてそれを補助する使用人を要請した場合は、代表取締役は速やかに設置するとともに、当該使用人の担当取締役からの独立性を確保するものとする。

なお、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されるものとし、その人事について監査役の事前の同意を得ることとする。

**⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人が、法令・定款違反など会社に重大な損失を与える事項が発生、若しくは発生する恐れがある事実を知り得た場合、速やかに監査役に報告するような体制の整備に努めることとする。当該報告をした者に対し、これを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を関連規程等に定めるものとする。

また、監査役が取締役会をはじめ、社内の重要な会議については自由に出席できるよう社内体制を整えることとする。さらに、監査役は、四半期毎に取締役会において取締役から業務執行報告を受け、レビューを行なうこととする。

その他、監査役が会計監査人並びに顧問弁護士等いつでも情報の交換が行なえるような体制を整えることとする。

**⑧ その他監査役の監査が実効的に行なわれていることを確保するための体制**

定期的に代表取締役との会合を実施し、経営上の課題等について共有化できる体制を整えることとする。また、内部監査室および会計監査人からは、四半期ごとに報告を受ける他、必要に応じて連携を図る等の協力体制を構築することとする。

監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、所定の手続きに従いこれに応じるものとする。

**⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、必要に応じて外部専門機関（警察等）と連携することで、これら反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することとする。

**⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための内部統制の体制を、財務報告に係る内部統制の整備・運用規程に基づき内部統制改善委員会が計画・実施し、内部監査室が内部統制の有効性に関する評価結果を取締役会へ報告することとする。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社及び各子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社及び各子会社使用人に対し、必要なコンプライアンスについて社内研修及び会議等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

さらに、内部通報制度による相談・通報体制を設け、当社及び各子会社使用人等（社員・契約社員・パート・アルバイト・派遣社員）及び取引業者の労働者に開放しコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③ リスク管理体制

コンプライアンス推進委員会では、各部門及び各子会社から報告されたリスクのレビューを実施し全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会にて当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### ④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び各子会社の内部監査を実施いたしました。

~~~~~  
備考 記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,951,744	流 動 負 債	4,238,899
現 金 及 び 預 金	9,738,171	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,331,037
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,947,008	電 子 記 録 債 務	966,760
製 品	2,975,814	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	460,000
仕 掛 品	577,308	未 払 法 人 税 等	125,793
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	425,836	賞 与 引 当 金	318,020
そ の 他	288,905	返 品 調 整 引 当 金	155,300
貸 倒 引 当 金	△1,301	製 品 保 証 引 当 金	22,160
固 定 資 産	3,128,680	そ の 他	859,828
有 形 固 定 資 産	1,059,643	固 定 負 債	2,750,592
建 物 及 び 構 築 物	252,216	社 債	1,190,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	92,017	退 職 給 付 に 係 る 負 債	781,972
工 具 器 具 備 品	225,989	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	614,370
土 地	480,808	長 期 預 り 金	24,453
使 用 権 資 産	6,275	そ の 他	139,794
建 設 仮 勘 定	2,336	負 債 合 計	6,989,491
無 形 固 定 資 産	154,630	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,914,406	科 目	金 額
投 資 有 価 証 券	1,156,261	株 主 資 本	11,472,569
退 職 給 付 に 係 る 資 産	18,083	資 本 金	1,637,706
繰 延 税 金 資 産	534,495	資 本 剰 余 金	2,422,246
そ の 他	205,565	利 益 剰 余 金	8,176,816
		自 己 株 式	△764,199
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	618,363
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	519,168
		土 地 再 評 価 差 額 金	△196,050
		為 替 換 算 調 整 勘 定	295,246
		純 資 産 合 計	12,090,933
資 産 合 計	19,080,425	負 債 純 資 産 合 計	19,080,425

連 結 損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,716,106
売 上 原 価		9,923,218
売 上 総 利 益		6,792,888
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,873,844
営 業 利 益		919,043
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34,368	
受 取 配 当 金	35,176	
為 替 差 益	29,832	
そ の 他	21,209	120,586
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,594	
売 上 割 引	57,061	
支 払 手 数 料	27,125	
そ の 他	7,483	95,264
経 常 利 益		944,365
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,743	1,743
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,103	
固 定 資 産 売 却 損	517	1,620
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		944,488
法人税、住民税及び事業税	279,025	
法 人 税 等 調 整 額	359	279,385
当 期 純 利 益		665,103
親会社株主に帰属する当期純利益		665,103

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,692,010	流 動 負 債	4,227,513
現 金 及 び 預 金	7,773,840	支 払 手 形	291,110
受 取 手 形	537,645	電 子 記 録 債 務	966,760
売 掛 金	1,625,554	買 掛 金	1,113,094
製 品	2,731,248	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	460,000
仕 掛 品	577,308	未 払 金	376,487
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	257,661	未 払 費 用	387,170
そ の 他	204,826	未 払 法 人 税 等	104,631
貸 倒 引 当 金	△16,076	賞 与 引 当 金	309,920
固 定 資 産	2,929,156	返 品 調 整 引 当 金	155,300
有 形 固 定 資 産	913,382	製 品 保 証 引 当 金	22,160
建 物	183,432	そ の 他	40,879
構 築 物	8,028	固 定 負 債	2,589,281
機 械 装 置	27,020	社 債	1,190,000
車 両 運 搬 具	14,126	退 職 給 付 引 当 金	729,357
工 具 器 具 備 品	197,628	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	614,370
土 地	480,808	そ の 他	55,553
建 設 仮 勘 定	2,336	負 債 合 計	6,816,795
無 形 固 定 資 産	62,294	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,953,479	科 目	金 額
投 資 有 価 証 券	1,156,261	株 主 資 本	9,481,253
関 係 会 社 株 式	57,019	資 本 金	1,637,706
繰 延 税 金 資 産	519,032	資 本 剰 余 金	2,422,246
そ の 他	221,165	資 本 準 備 金	2,422,246
		利 益 剰 余 金	6,185,500
		利 益 準 備 金	87,700
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,097,800
		別 途 積 立 金	1,500,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,597,800
		自 己 株 式	△764,199
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	323,117
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	519,168
		土 地 再 評 価 差 額 金	△196,050
		純 資 産 合 計	9,804,370
資 産 合 計	16,621,166	負 債 純 資 産 合 計	16,621,166

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,978,360
売 上 原 価		9,977,312
売 上 総 利 益		6,001,047
販売費及び一般管理費		5,365,212
営 業 利 益		635,835
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	77,906	
設 備 賃 貸 料	150,000	
為 替 差 益	42,400	
貸倒引当金戻入額	53,995	
そ の 他	36,534	360,836
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	57,061	
支 払 手 数 料	26,816	
そ の 他	17,180	101,058
経 常 利 益		895,614
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	714	714
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	642	642
税 引 前 当 期 純 利 益		895,685
法人税、住民税及び事業税	240,282	
法 人 税 等 調 整 額	1,336	241,618
当 期 純 利 益		654,066

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社カーメイト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若 尾 慎 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 田 中 淳 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カーメイトの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーメイト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社カーメイト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若 尾 慎 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 田 中 淳 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カーメイトの2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株 式 会 社 カ ー メ イ ト 監 査 役 会

常勤監査役 松 本 芳 行[㊤]

社外監査役 加 藤 武 仁[㊤]

社外監査役 稲 葉 豊[㊤]

(注) 監査役加藤武仁及び同稲葉豊は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

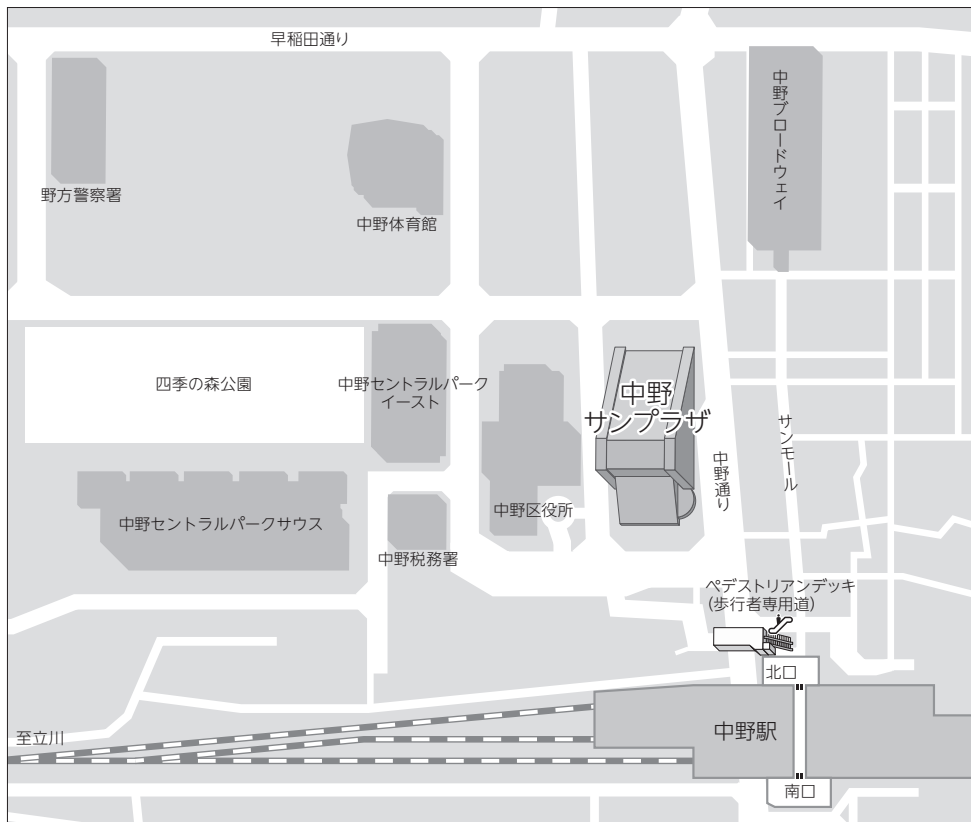
日時 2020年6月25日（木） 午前10時（受付開始時刻は午前9時30分を予定）

会場 中野サンプラザ 11階 アネモルーム

住所 東京都中野区中野4丁目1番1号 TEL.03-3388-1151

新型コロナウイルスに関するお願い

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力の程お願い申し上げます。



交通手段のご案内：JR 中央線・総武線 / 東京メトロ 東西線
中野駅北口より徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。